

自衛隊法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）

（審査請求の処理）

第四十九条 隊員に対するその意に反する降任、休職若しくは免職又は懲戒処分についての審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章の規定は、適用しない。

2 前項に規定する審査請求は、処分の通知を受けた日の翌日から起算して三月以内になければならず、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。

3 防衛大臣は、第一項に規定する審査請求を受けた場合には、これを審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものに付議しなければならない。

4 第一項に規定する審査請求に対する裁決は、前項の政令で定める審議会等の議決に基づいてしなければならない。

5 防衛大臣は、第一項に規定する処分の全部又は一部を取り消し、又は変更する場合において、必要があると認めるときは、隊員がその処分によつて受けた不当な結果を是正するため、その処分によつて失われた給与の弁済その他の措置をとらなければならない。

6 第一項に規定する審査請求の手続は、政令で定める。

7 この法律に別段の定めがある場合を除くほか、隊員に対する処分については、審査請求をすることができない。隊員がした申請に対する不作為についても、同様とする。